

様式44

令和 4年 6月27日

三重県知事 あて

伊賀市上野寺町1165番地の3
医療法人 清水眼科
理事長 清水 一之
電話 0595(23)0718



決 算 届

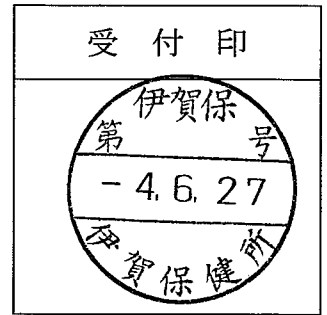
令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人清水眼科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3
- (3) 設立認可年月日 平成 1 4 年 3 月 1 4 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 4 年 3 月 2 5 日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	清 水 一 之	医療法人清水眼科管理者
理 事	清 水 郁 子	
同	清 水 由 香	
監 事	清 水 雄 三	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人清水眼科	三重県伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3	無 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
 令和 3 年 5 月 2 0 日 令和 2 年度決算の決定
 令和 3 年 5 月 2 0 日 理事及び監事任期満了につき改選
- (5) そ の 他
 特記なし

様式 2

法人名 医療法人清水眼科

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3

財 産 目 録
(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資	産	額	213,620 千円
2. 負	債	額	9,089 千円
3. 純	資 産	額	204,531 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	168,544
B 固 定 資 産	45,076
C 資 産 合 計 (A+B)	213,620
D 負 債 合 計	9,089
E 純 資 産 (C-D)	204,531

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人清水眼科
 所在地 伊賀市上野寺町 1 1 6 5 番地の 3

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	168,544	I 流 動 負 債	9,089
II 固 定 資 産	45,076		
1 有 形 固 定 資 産	26,756	負 債 合 計	9,089
2 無 形 固 定 資 産	2,506	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	15,814	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,000
		II 積 立 金	184,531
		純 資 産 合 計	204,531
資 産 合 計	213,620	負 債 ・ 純 資 産 合 計	213,620

様式4-2

法人名 医療法人清水眼科

※医療法人整理番号

所在地 伊賀市上野寺町1165番地の3

損益計算書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	201,492
2 事業費用	165,960
事業利益	35,532
II 事業外収益	2,185
III 事業外費用	959
経常利益	36,758
税引前当期純利益	36,758
法人税等	9,431
当期純利益	27,327

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人清水眼科

理事長 清水 一之 殿

私は、医療法人清水眼科の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月20日

医療法人清水眼科

監事 清水 雄三

印

